

## 医療機関等と調剤薬局での自己負担額を 合算した附加給付等が始まります

平成25年4月診療分から、調剤とその処方せんを交付した医療機関等との自己負担額を合算した附加給付等が始まりますが、次に該当する場合は、電算処理により自動計算ができないため給付が遅れる場合がありますのでご注意ください。

- ・月末に医療機関で処方せんの交付を受け翌月に調剤薬局で薬を受けた場合
- ・同じ医療機関で2回処方せんの交付を受け1回ごとに違う調剤薬局で薬を受けた場合

また、処方せんと同じ月に薬を受けても医療機関や調剤薬局のどちらかが共済組合への請求が遅れた場合も、給付が遅れますのでご了承ください。

給付のポイントを簡単にまとめましたので、ご協力をお願いします！

- 処方せんが交付されたら、その日のうちに薬を受けることがお勧めです！
- 医療機関が同じ場合は、同じ調剤薬局で受けることがお勧めです！